

# 第1編 法人税法等に関する改正

## I 法人税の税率の引下げに関する改正

### 〔改正の内容〕

普通法人、一般社団法人等(注1)又は人格のない社団等に対する法人税の税率が 23.9% (改正前 25.5%) に引き下げられました (法 66、81 の 12、143)。

また、中小企業者等の法人税率の特例について、適用期限が平成 29 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました (措法 42 の 3 の 2、68 の 8)。

改正前後の税率及びその適用関係は次表のとおりです (法 66、81 の 12、143、措法 42 の 3 の 2、67 の 2、68、68 の 8、68 の 100、68 の 108、改正法附則 21)。

区 分			改正前	改正後
適 用 関 係			平 27.4.1 前開始事業年度	平 27.4.1 以後開始事業年度
の 普 通 法 人・ 社 団 等 人 格	中小法人 (注2) 又は 人格のない 社団等	年 800 万円以下の部分	1 5 %	1 5 %
		年 800 万円超の部分	2 5 . 5 %	2 3 . 9 %
	中小法人以外の法人		2 5 . 5 %	2 3 . 9 %
一般社団法人等 及び公益法人等 とみなされてい るもの(注3)	年 800 万円以下の部分		1 5 %	1 5 %
	年 800 万円超の部分		2 5 . 5 %	2 3 . 9 %
公益法人等(注4)	年 800 万円以下の部分		1 5 %	1 5 %
	年 800 万円超の部分		1 9 %	1 9 %
協同組合等(注5)	年 800 万円以下の部分		1 5 % ( 1 6 %)	1 5 % ( 1 6 %)
	年 800 万円超の部分		1 9 % ( 2 0 %)	1 9 % ( 2 0 %)
	特定の協同組合等(注6) の年 10 億円超の部分		2 2 %	2 2 %
特 定 医 療 法 人 (注7)	年 800 万円以下の部分		1 5 % ( 1 6 %)	1 5 % ( 1 6 %)
	年 800 万円超の部分		1 9 % ( 2 0 %)	1 9 % ( 2 0 %)

※ 表中の括弧書は、協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率を表します。

(注 1) 一般社団法人等とは、法別表第二に掲げる非営利型法人である一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。

(注 2) 中小法人とは、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものをいいます。ただし、各事業年度終了の時ににおいて次の法人に該当するものについては中小法人から除かれます。

イ 保険業法に規定する相互会社 (同法第 2 条第 10 項に規定する外国相互会社を含み、ロ(ロ)において「相互会社等」といいます。)

ロ 大法人 (次に掲げる法人をいい、以下へまでにおいて同じです。) との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

(イ) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人

(ロ) 相互会社等

(ハ) 法第 4 条の 7 に規定する受託法人 (以下へにおいて「受託法人」といいます。)

ハ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれかの法人が有するものとみなした場合においてそのいずれかの法人とその普通法人との間にそのいずれかの法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

ニ 投資法人

ホ 特定目的会社

ヘ 受託法人

(注3) 公益法人等とみなされているものとは、認可地縁団体、管理組合法人及び団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人並びにマンション建替組合及びマンション敷地売却組合をいいます（措令27の3の2）。

(注4) 公益法人等とは、法別表第二に掲げる法人（一般社団法人等を除きます。）をいいます。

(注5) 協同組合等とは、法別表第三に掲げる法人をいいます。

(注6) 特定の協同組合等とは、その事業年度における物品供給事業のうち店舗において行われるものに係る収入金額が、1,000億円にその事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額以上であるなど、一定の要件を満たす協同組合等をいいます（措法68、68の108、措令39の34、39の127）。

(注7) 特定医療法人とは、措法第67条の2第1項に規定する承認を受けた医療法人をいいます。

### 〔適用時期〕

平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則21）。